

28都市建企第613号
平成28年10月20日

都内特定行政庁建築主務部長 殿

東京都都市整備局
市街地建築部長 青柳一彦
(公印省略)

東京都建築安全条例の一部を改正する条例の施行について（技術的助言）

東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）の一部を改正する条例（平成28年東京都条例第98号）が平成28年10月20日に公布され、同日より施行されることとなりました。

改正後の東京都建築安全条例（以下「条例」という。）の運用について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記の通り通知します。

なお、都内の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

第1 条例改正の概要について

今般の条例改正は、駐車場法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第259号）が平成28年8月1日に施行され、路外駐車場の換気装置に係る基準が緩和されたことを踏まえ、条例第32条第4号に定める大規模の自動車車庫又は自動車駐車場に設ける換気設備の基準について、「床面積1平方メートルごとに毎時14立方メートル以上」とするものです。

第2 条例の運用上の留意点について

（1）必要換気量の算出に用いる床面積について

条例第32条第4号に規定する換気量の算出の対象となる床面積には、格納又は駐車のために供する部分の床面積の他、車路やスロープ等の部分の床面積が含まれます。

（2）機械式駐車場（立体駐車場等）の換気について

機械式駐車装置を地下部分に設置するものや垂直循環方式の地上式立体駐車場については、従来通り、条例第32条ただし書きによる認定の対象として差し支えありません。

（3）既存の換気設備に対する条例の適用について

改正後の条例第32条第4号の基準は、既存の自動車車庫等に設置されている換気設備についても適用されるため、同号の規定に適合する範囲で、必要な手続きを経て一部の設備を撤去すること等が可能です。

第3 換気設備の運用について

条例第32条第4号は換気設備の能力を定めたものであり、運用時において常時最大稼働させることを求めるものではありません。省エネ等の観点からは、自動車車庫等の室内CO濃度によるインバータ制御等を行うことが望ましく、このような場合においては、室内CO濃度は25ppm以下を保つように運用してください。